



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 双 葉 電 子 工 業 株 式 会 社
代 表 者 取 締 役 社 長 桜 田 弘
(コード番号 6986 東証第一部)
問 合 せ 先 上 席 執 行 役 員 君 塚 俊 秀
業 務 管 理 本 部 長
T E L 0 4 7 5 (2 4) 1 1 1 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 8 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 72 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、今後も適切な人材を広く招聘することができるようにするため、会社法第 427 条の規定に基づき、当社と、業務執行を行わない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 26 条（取締役の責任限定契約）および第 37 条（監査役の責任限定契約）を新設し、これに伴う条数の変更を行うものであります。

なお、定款第 26 条（取締役の責任限定契約）の新設につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以上

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変 更 案
<p>第1条～第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1条～第25条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第26条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第27条～第36条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任限定契約)</u></p> <p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第36条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第38条～第48条 (現行どおり)</p>